

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 健康増進課

不利益処分の内容		とちぎメディカルセンター運転資金貸付金の全部又は一部の繰上償還
根拠法令等及び条項		とちぎメディカルセンター運転資金貸付要綱第9条
処分基準	根拠条項	とちぎメディカルセンター運転資金貸付要綱第9条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>とちぎメディカルセンター運転資金貸付要綱抜粋 (繰上償還)</p> <p>第9条 市長は、とちぎメディカルセンターが次の各号のいずれかに該当する場合には、とちぎメディカルセンターに対して貸付金の全部又は一部の繰上償還を求めるものとする。</p> <p>(1) 不正な行為によって貸付金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 貸付金を第2条に規定する用途に使用しないとき。</p> <p>(3) 他の債務者から仮差押え、仮処分、強制執行、滞納処分等を受けたとき。</p> <p>(4) 他の債権者から破産、和議等の申立てがあったとき。</p> <p>(5) その他この告示の規定に違反したとき。</p> <p>2 とちぎメディカルセンターは、貸付期間にかかわらず、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。</p>	